

# 組合ニュース

発行：2021年5月19日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

## 組合説明会を実施しました！

### ■ オンラインでの組合説明会

新年度の開始に際し、新規加入者向けの説明会を実施しました。毎年、新人歓迎会として、食事会を実施してきましたが、昨年度同様、今年もコロナ禍により歓迎会が実施できないため、今年はZoomを使用したオンラインでの組合説明会を企画しました。

4月16日（金）に実施した説明会では、組合の役割として、(1)労働条件の改善と(2)構成員の交流促進を主にあげ、これまでの取組みや成果を紹介しました。

(1)労働条件の改善としては、給与をはじめとする基本的な労働条件のほか、産前休暇の拡大、非常勤職員の無期転換制度の導入、技術職員の昇格改善など、幅広い実績を紹介しました。それに加え、今後達成していきたい目標として、基盤研究費の安定的な確保・増額、自律的な教育・研究環境の確保などをあげました。

(2)構成員の交流促進のために、さまざまな勉強会や「なごみカフェ」といった交流会を企画していることを紹介しました。学部や学科を超えた人脈作りが難しいなか、そうした交流の場としての組合の役割も重要になってきています。特に、大学運営に関する重要な情報が十分共有されないケースにおいて、組合というチャンネルを通じて、適切な情報共有が担保されています。

オンラインでの組合説明会のスライド資料は、組合のホームページに掲載されていますので、ぜひご覧ください。



ださい。また、今後の目標達成や、十分な情報共有のためには、さらに多くの構成員の声が必要です。ぜひお近くの方々にお声がけいただき、組合の役割をご理解いただいた上で、ご勧誘をお願いいたします。

### ■ 看護師オリエンテーションでの組合説明



4月1日（木）には、挾間キャンパスにて、新採用の看護師の方々を対象にしたオリエンテーションの場にて、組合のご紹介をしました。「人の命を支えるあなたを支えたい」というメッセージを中心に、看護師の労働条件改善のこれまでの成果を伝え、組合の意義をアピールしました。

その後、複数の新採用の看護師の方々にご加入いただいています。どんな些細なことでも、何かおかしいと感じたことがあれば、なんでも組合までご相談いただければと思います。これまでの看護師の労働条件改善も、看護師のみなさんからの声で実現してきました。周りの方ともお誘い合わせの上、お気軽に組合にご連絡ください。



### ■ 病院長交渉



昨年度の病院長交渉は、コロナ禍を受け延期されています。しかし組合から電話にて、継続的な交渉事項については伝え、今後のやりとりの必要性を確認しています。

# 非常勤職員は失業手当の給付期間が延長されますので組合までご相談ください

## 国民健康保険税も軽減されます！

### ■ 本学非常勤職員が離職した場合に「特定受給資格者」に認定される件・続報

前号の『組合ニュース』にてお伝えしましたように、3年以上勤めた非常勤職員が本学を離職した場合、その方は「特定受給資格者」に該当し、失業手当の給付期間が延長される可能性があることが分かりました。その後、実際に「特定受給資格者」に認定され、失業手当を通常の2倍の期間受け取れるケースが出てきています。

### ～国民健康保険税の軽減制度について～

さらに、「特定受給資格者」に認定された場合、市役所等の国保年金課に申告することで、離職の翌日からその翌年度末までの間、国民健康保険税が軽減される場合があることも分かりました。申告すれば、国保



税の算定ベースとなる前年の給与所得が30/100とみなされます。組合が確認したケースでは、年間約10万円軽減されました。

このように多くのメリットのある「特定受給資格者」制度ですが、組合が確認できている限りの現状では、大学が発行する離職票に記載される離職理由欄に依然として誤りがあるために、離職者が自らハローワークにて不服申立をしない限り、「特定受給資格者」に認定されません。組合からは引き続き、法人に対し離職理由の変更に対応するよう、要求しますが、当面、ご自身で離職票をよくご確認いただくよりほかありません。ご心配な点がございましたら、組合までご相談ください。

### 参考資料

- ・『市報おおいた』令和元年6月1日号 (No. 1750)  
(<http://www.city.oita.oita.jp/o029/shisejoho/kohokocho/koho/shihooita>)

会社の倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた人へ

**国民健康保険税が軽減されます**  
雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業給付を受ける人は、申告することで前年の給与所得を30/100とみなして国保税を算定します。

雇用保険受給資格者証	
1. 氏名	2. 性別
3. 生年月日	4. 住所
5. 退職年月日	6. 退職理由
7. 退職事由	8. 退職手当
9. 失業給付受給期間	10. 失業給付額
11. 離職年月日	12. 離職理由
13. 離職事由	14. 離職事由
15. 離職事由	16. 離職事由
17. 離職事由	18. 離職事由
19. 離職事由	20. 離職事由

**必要なものは？**

- ①雇用保険受給資格者証をご用意ください  
雇用保険の受給資格がない人や、離職日に65歳以上の人は対象ではありません。また、雇用保険特例受給資格者証「特」や雇用保険高年齢受給資格者証「高」は様式が異なりますが、対象ではありませんのでご注意ください。
- ②「12.離職理由」の欄を確認  
11・12・21・22・23・31・32・33・34の数字の人が対象(特定受給資格者または特定理由離職者)です。  
※上記以外の数字の場合は、軽減の対象ではありません。
- ③「11.離職年月日」の欄を確認  
この日の翌日から翌年度末までの期間が軽減期間です。  
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

**軽減を受けるには、申告が必要です。**  
雇用保険受給資格者証を持って、国保年金課、各支所、各連絡所へ。詳しくは、国保年金課 賦課・資格担当班(☎537-5736)へ。

現在2021年度役員選挙の投票期間中です。まだ投票がお済みでない方は下記の期間中に投票をお願いします。

- ◆投票期間：5月13日（木）～5月26日（水）
- ◆受付時間：9:30～17:00
- ◆届け出先：教職員組合事務室

